

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月29日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第1号

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則

鈴鹿市会計規則（昭和39年鈴鹿市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（納入の通知） 第12条 収入決定者は、歳入を調定したときは、納入義務者に対して、納入通知書により通知しなければならない。ただし、その性質上、納入通知書に<u>より難いもの</u>については、口頭、掲示その他の方法によつて、これを行うことができる。 2・3 略 （支出命令の審査） 第27条 会計管理者は、前条に規定する支出命令を受けたときは、次の各号に掲げる事項について適否を審査しなければならない。 （1） その経費に<u>係る</u>支出負担行為が適正にされていること。 （2）～（11） 略 2 前項の<u>規定による</u>審査は、会計管理者が特に必要と認める場合を除き、書類により	（納入の通知） 第12条 収入決定者は、歳入を調定したときは、納入義務者に対して、納入通知書により通知しなければならない。ただし、その性質上、納入通知書に<u>よりがたいもの</u>については、口頭、掲示その他の方法によつて、これを行うことができる。 2・3 略 （支出命令の審査） 第27条 会計管理者は、前条に規定する支出命令を受けたときは、次の各号に掲げる事項について適否を審査しなければならない。 （1） その経費に<u>かかる</u>支出負担行為が適正にされていること。 （2）～（11） 略 2 前項の<u>債務の確定の</u>審査は、会計管理者が特に必要と認める場合を除き、書類によ

行うものとする。

3 略

(資金前渡)

第37条 令第161条第1項第17号の規定に基づき、資金前渡をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 略

(概算払)

第42条 令第162条第6号の規定に基づき、概算払をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 交通事故等に係る損害賠償金
(過誤納金の未収金への充当)

第48条 前条第1項に規定する過誤納金の還付を受けるべき納入義務者の未納に係る歳入があるときは、当該納入義務者の申出により過誤納金の還付に代え、未納に係る歳入に充当することができる。

2 略

(職員の賠償責任)

第116条 法第243条の2の8第1項の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる行為については、当該各号に定める者とする。

(1) 法第243条の2の8第1項第1号から第3号までに係るもの 当該行為を専決又は代決により行つた職員及び直接補助した職員

り行うものとする。

3 略

(資金前渡)

第37条 令第161条第1項第17号の規定に基づき、資金前渡をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 令第164条第4号に係る支出金

(9) 略

(概算払)

第42条 令第162条第6号の規定に基づき、概算払をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 交通事故等にかかる損害賠償金
(過誤納金の未収金への充当)

第48条 前条第1項に規定する過誤納金の還付を受けるべき納入義務者の未納にかかる歳入があるときは、当該納入義務者の申し出により過誤納金の還付にかえ、未納にかかる歳入に充当することができる。

2 略

(職員の賠償責任)

第116条 法第243条の2の2第1項の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる行為については、当該各号に定める者とする。

(1) 法第243条の2の2第1項第1号から第3号までにかかるもの 当該行為を専決又は代決により行つた職員及び直接補助した職員

(2) 法第243条の2の8第1項第4号に係るもの 監督又は検査に従事する職にある者

別表第1 (第3条関係)

組織		出納員	事務分掌
略			
会計課		課長、副参事、主幹、審査グループリーダー及び出納グループリーダー	鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号） <u>第6条第5項</u> に規定する事務分掌のうち会計管理者から委任された事項
略			
消防本部	消防総務課	課長	所管事務に係る現金の収納
	予防課		
略			

別表第2 (第3条関係)

組織		分任出納員	事務分掌
----	--	-------	------

(2) 法第243条の2の2第1項第4号にかかるもの 監督又は検査に従事する職にある者

別表第1 (第3条関係)

組織		出納員	事務分掌
略			
会計課		課長、副参事、主幹、審査グループリーダー及び出納グループリーダー	鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号） <u>第6条第4項</u> に規定する事務分掌のうち会計管理者から委任された事項
略			
消防本部	消防総務課	課長	所管事務に係る現金の収納
	予防課		
	<u>中央消防署</u>	<u>署長</u>	<u>鈴鹿市住民票の写し取次事務に係る現金の収納</u>
	<u>南消防署</u>		
略			

別表第2 (第3条関係)

組織		分任出納員	事務分掌
----	--	-------	------

略			略				
会計課	審査グループ及び出納グループの職員	会計課出納員から委任を受けた事項	会計課		審査グループ及び出納グループの職員	会計課出納員から委任を受けた事項	
			消防本部	中央消防署	分署	分署長	中央消防署出納員から委任を受けた収納事務

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。